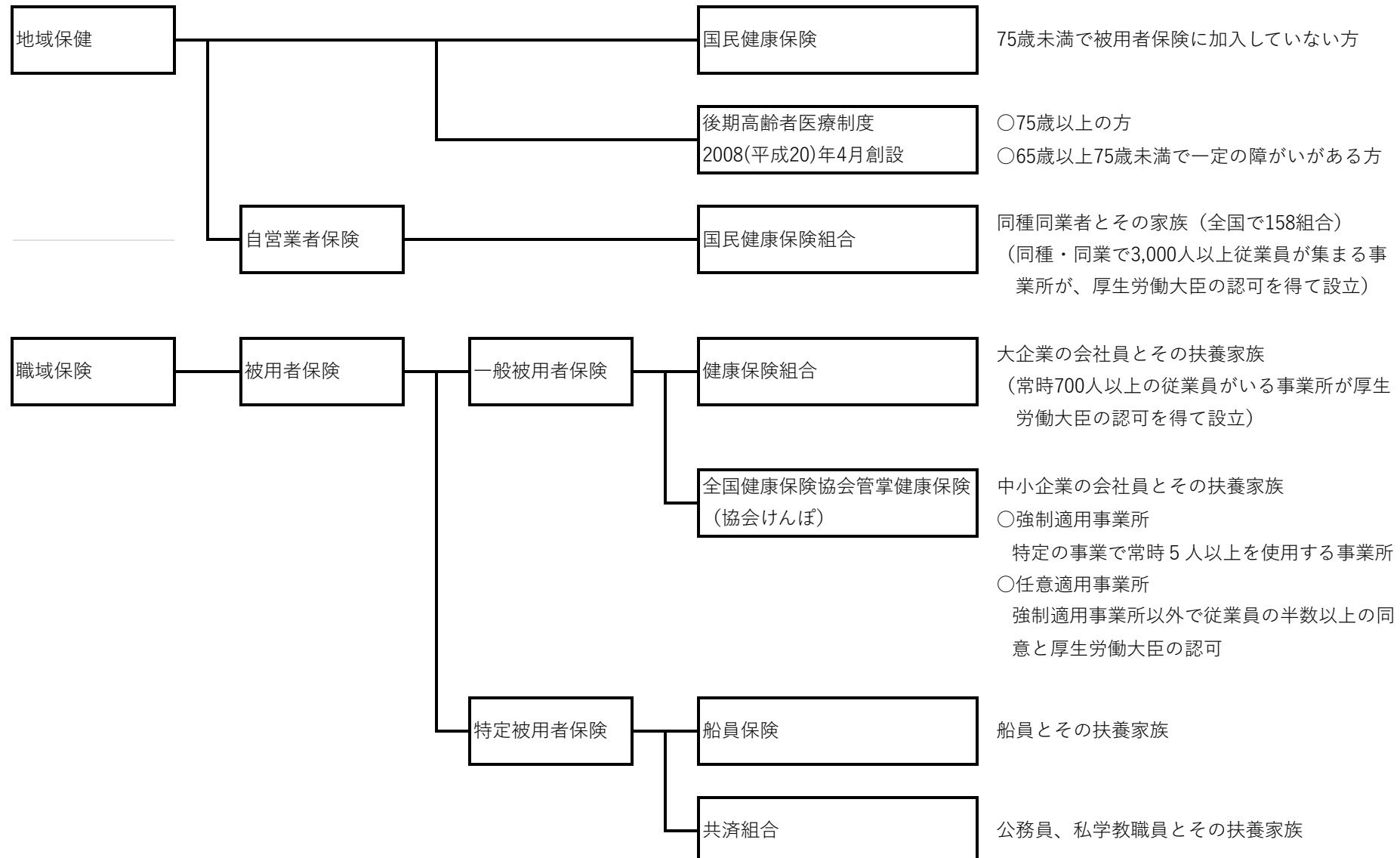


（2）国民健康保険制度の概要について

① 日本の公的医療保険

我が国では、1958(昭和33)年に国民健康保険法が全面改正され、61(昭和36)年に全国の市町村で国民健康保険事業が始まり、全ての国民が何らかの公的医療保険に加入し、お互いの医療費を支え合う国民皆保険(かいほけん)制度が確立されました。



このような方が加入します



お店などを経営している自営業の方



農業や漁業を営んでいる方



退職して職場の健康保険などをやめた方



パートやアルバイトをしていて職場の健康保険に加入していない方



3ヶ月を超えて日本に滞在するものと認められた外国籍の方

② 各保険者の比較

	市町村国保	協会けんぽ	組合健保	共済組合	後期高齢者 医療制度
保険者数 (令和5年3月末)	1,716	1	1,383	85	47
加入者数 (令和5年3月末)	2,413万人 (1,636万世帯)	3,944万人 (被保険者2,480万人) 被扶養者1,464万人	2,820万人 (被保険者1,655万人) 被扶養者1,165万人	982万人 (被保険者574万人) 被扶養者409万人	1,913万人
加入者平均年齢 (令和4年度9月末)	54.2歳	38.9歳	35.9歳	33.1歳	82.8歳
65~74歳の割合 (令和4年度)	44.6%	8.2%	3.5%	2.4%	1.4% ^(※1)
加入者一人当たり 医療費(令和4年度)	40.6万円	20.4万円	18.4万円	18.5万円	95.6万円
加入者一人当たり 平均所得 ^(※2) (令和4年度)	96万円 (一世帯当たり) 143万円	175万円 (一世帯当たり) 279万円	245万円 (一世帯当たり) 418万円	246万円 (一世帯当たり) 430万円	93万円
加入者一人当たり 平均保険料 (令和4年度) ^(※4) <事業主負担込>	9.1万円 (一世帯当たり) 13.6万円	12.5万円 <25.1万円> (被保険者一人当たり) 20.0万円 <39.9万円>	13.9万円 <30.4万円> (被保険者一人当たり) 23.7万円 <51.9万円>	14.4万円 <28.7万円> (被保険者一人当たり) 25.3万円 <50.5万円>	7.9万円
保険料負担率	9.5%	7.2%	5.7%	5.8%	8.6%
公費負担	給付費等の50% +保険料軽減等	給付費等の16.4%	後期高齢者支援金等の 負担が重い保険者等への補助	給付費等の約50% +保険料軽減等	
公費負担額 ^(※5) (令和6年度予算ベース)	4兆1,353億円 (国2兆9,819億円)	1兆1,344億円 (全額国費)	1,253億円 (全額国費)	9兆3,232億円 (国5兆9,227億円)	

(※1) 一定の障害の状態にある旨の広域連合の認定を受けた者の割合。

(※2) 市町村国保及び後期高齢者医療制度については、「総所得金額(収入総額から必要経費、給与所得控除、公的年金等控除を差し引いたもの)及び山林所得金額」に「雑損失の繰越控除額」と「分離譲渡所得金額」を加えたものを加入者数で除したもの。(市町村国保は「国民健康保険実態調査」、後期高齢者医療制度は「後期高齢者医療制度被保険者実態調査」のそれぞれの前年所得を使用している。)

協会けんぽ、組合健保、共済組合については、「標準報酬総額」から「給与所得控除に相当する額」を除いたものを、年度平均加入者数で除した参考値である(令和4年度税制に基づき算出)。

(※3) 被保険者一人当たりの金額を指す。

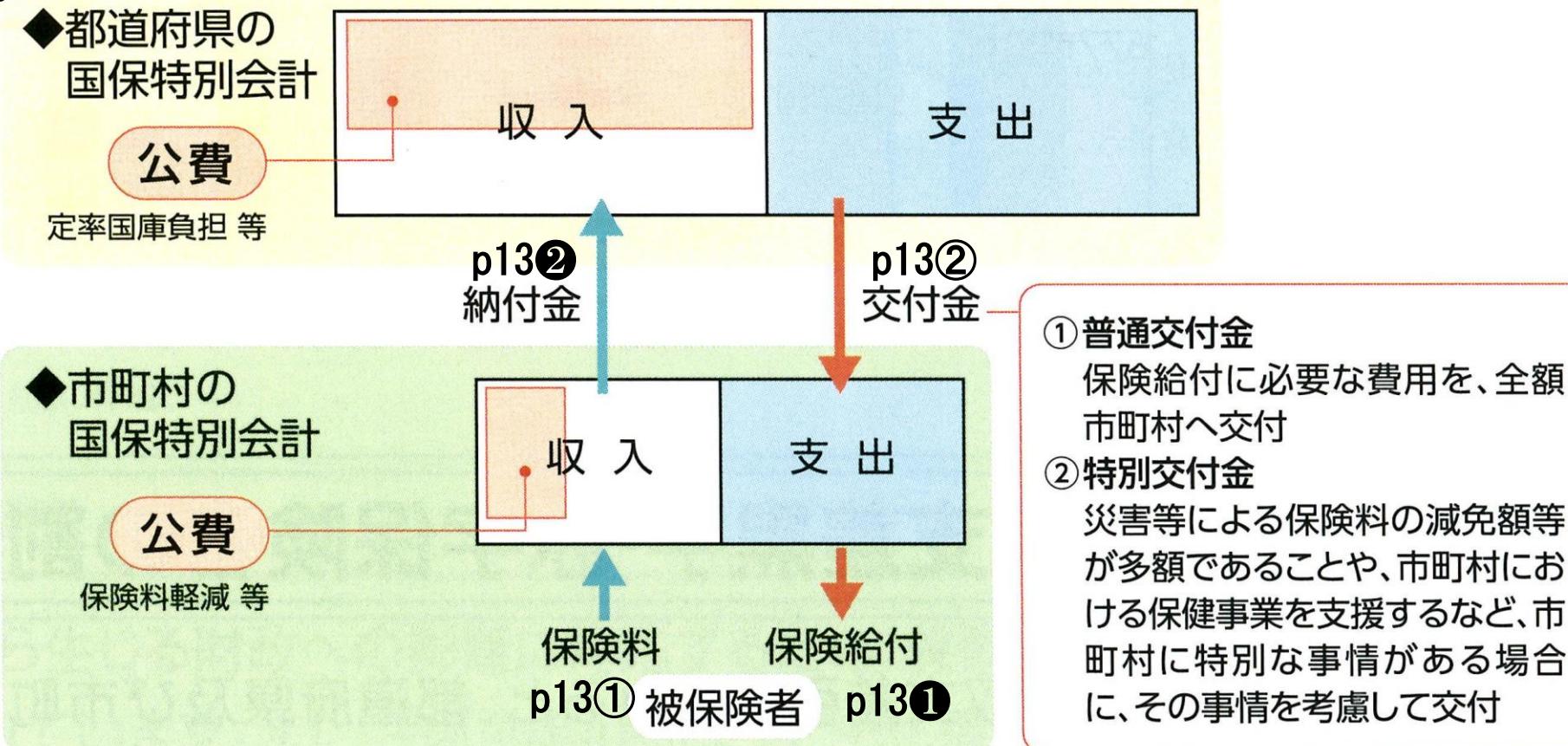
(※4) 加入者一人当たり保険料額は、市町村国保・後期高齢者医療制度は現年分保険料調定額、被用者保険は決算における保険料額を基に推計。保険料額に介護分は含まれない。

(※5) 介護納付金、特定健診・特定保健指導等に対する負担金・補助金は含まれていない。

③ 財政

2018(平成30)年度から、都道府県が当該都道府県内の市町村とともに、国保の運営を担うこととなりました。その上で、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業運営などといった国保運営の中心的な役割を担っています。

令和5年度における市町村国保の収支状況を見ると収入総額に占める保険料の割合は18.7%となっており、国保財政はその多くが国、都道府県、市町村からの公費や被用者保険からの前期高齢者交付金等によって賄われています。



令和6年度 酒田市国民健康保険特別会計決算

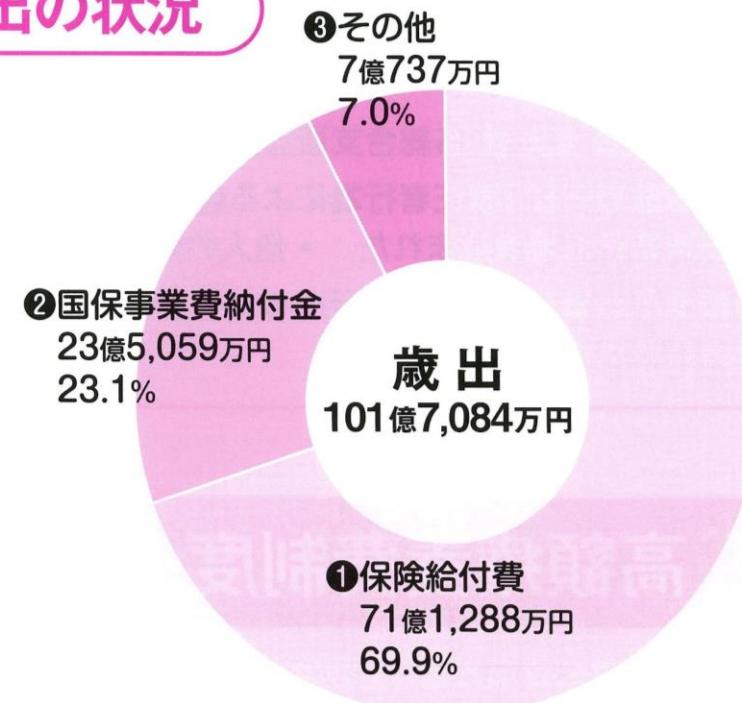
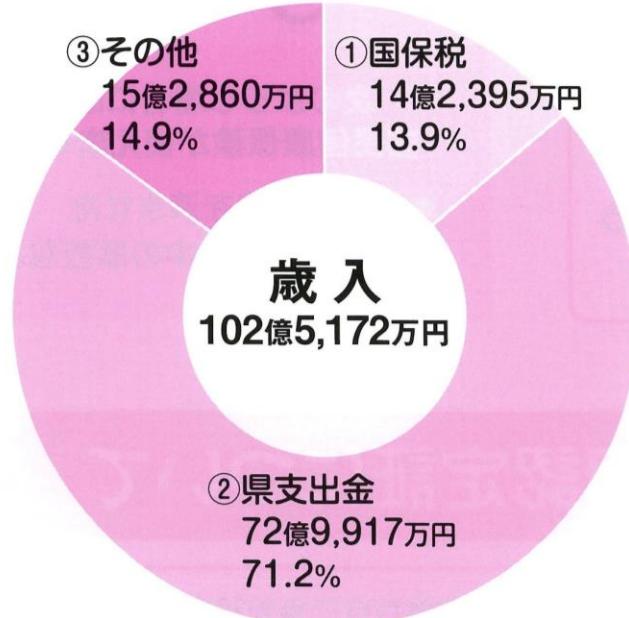
●一人当たりの医療費・国保税

令和6年度の酒田市国保における一人当たりの医療費は440,706円（前年度より15,581円、3.7%の増加）、一人当たりの国保税は75,208円（前年度より913円、1.2%の増加）となっています。

●国民健康保険の加入状況

令和6年度の被保険者数は年間平均で18,688人となり、前年度より960人、4.9%減少しました。75歳到達等により、年間合計で1,559人が国保から後期高齢者医療制度へ移行したことが主な要因です。なお、本市の人口に占める国保の加入割合は年間平均で19.9%と、ほぼ5人に1人が国保に加入している状況です。

歳入・歳出の状況



①納めていただいた国保税 ②県からの交付金 ③一般会計繰入金など

①酒田市国保が医療機関等に支払う医療費 ②県が国民健康保険事業費に要する費用に充てる納付金 ③保健事業費、事務費など